センター職員募集の御案内

◆募集概要

採用日	令和８年４月１日　※既卒者については応相談	
職種	情報技術職員（経験不問）：若干人	
勤務地	大垣市	
応募資格	【新卒者】 ●大学院、大学、短大、専門学校、高等専門学校などを卒業又は卒業見込みの者で、平成12年４月２日以降に生まれた者 【既卒者】 ●プログラム、データベース、ネットワーク等の知識のある者 ●大学院、大学、短大、専門学校など、高等学校（準ずるものを含む）以上を卒業の者で、平成２年４月２日以降に生まれた者 ※一次募集の申込をされた方は、二次募集の試験を受けられません	
区分	一次募集	二次募集
受付期間	令和７年 ４月 １日から 令和７年 ５月31日まで	令和７年 ８月 １日から 令和７年 ９月30日まで
第1次試験	令和７年 ６月11日	令和７年10月 ９日
第2次試験	令和７年 ７月（詳細は第１次試験合格者に通知）	令和７年11月（詳細は第１次試験合格者に通知）
試験場所	当センター会議室	当センター会議室
合格通知	令和７年 ７月中旬から下旬を予定	令和７年11月中旬から下旬を予定

※詳細については、募集要項を御確認ください。当センターホームページからも入手可能

◆提出書類
(1) 所定の採用試験申込書（申込前６か月以内に撮影の写真を貼付のこと）
　注：採用試験申込書は、下記問い合わせ先あて受付期間に直接又は電話にて請求、
　　もしくは当センターホームページからダウンロードすること
　　※マイナビからの申込も可能
(2) 卒業（又は卒業見込）証明書（発行後６か月以内のもの）
(3) 成績証明書（発行後６か月以内のもの）
(4) 職歴がある者は、職務経歴書（A4縦、横書）
(5) 経済産業省情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験合格者は合格証書（写）

◆提出先　〒503-0006　岐阜県大垣市加賀野３丁目82番地３
一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター　総務企画部経営管理課
※郵送の場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「採用試験受験」と朱書すること
注：公共職業安定所発行等の採否通知書がある場合は同封すること

◆問い合わせ先　一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター　総務企画部経営管理課
☎（0584）47-6609　E-mail　saiyo@gaic.or.jp

一般財団法人
岐阜県市町村行政情報センター
ADMINISTRATIVE INFORMATION CENTER OF GIFU MUNICIPALITIES
ホームページアドレス　https://www.gaic.or.jp/
〒503-0006　岐阜県大垣市加賀野３丁目82番地３
TEL（0584）47-6607（代）　FAX（0584）47-6583
▲ホームページ

IS 80162/ISO 27001　　IS 80162/JIS Q 27001

認証登録範囲　地方行政事務の情報システムの企画、開発、運用、保守及び受託処理サービス

休日窓口の御案内　（年末年始を除く8:30～17:15）
電話番号：（0584）47-6586

Administrative Information Center of Gifu Municipalities
Net&Line ネット&ライン
2025 Spring
No.188

一般財団法人
岐阜県市町村行政情報センター
ADMINISTRATIVE INFORMATION CENTER OF GIFU MUNICIPALITIES

令和7年度市町村職員研修開催の御案内

センターでは、市町村職員の情報活用能力の向上を目的とした各種研修を開催します。
令和７年度の研修は、下表の日程での開催を予定しております。

研修名			定員	日数	回数	開催日	開催場所
管理者研修			100人	半日	1回	5月23日	センター本局（大垣市）
一般研修	集合研修（共催）	ITパスポート（基礎）	20人	1日	1回	11月18日	OKB ふれあい会館（岐阜市）
		Word中級	各20人	1日	2回	11月19日 20日	
		Excel中級	各20人	1日	5回	11月21日 25日 26日 27日 28日	
		PowerPoint初級	20人	1日	1回	12月1日	
		Access初級	20人	2日	1回	12月2～3日	
	集合研修（単独）	ITパスポート（ステップアップ）	10人	1日	1回	8月22日	センター本局（大垣市）
		情報セキュリティ	各10人	3時間（半日）	2回	9月 9日（午前・午後）	
		ネットワーク基礎	10人	1日	1回	9月10日	
		Excel使い方改革 知らないと損する仕事術	各10人	1日	3回	9月11日	センター本局（大垣市）
						18日	センター飛騨事務所（高山市）
						25日	センター東濃事務所（多治見市）
		PowerPoint活用と プレゼンテクニック講座	10人	1日	1回	9月12日	センター本局（大垣市）
	現地研修	情報セキュリティ	各10人	3時間	－	随時（10月～2月）	各市町村
		Word中級					
		Excel中級					
		PowerPoint初級					

注１　集合研修（共催）は、公益財団法人岐阜県市町村振興協会と共催で実施します。
注２　現地研修については、講師を市町村へ派遣して研修を実施するものです。
　　なお、Word中級、Excel中級及びPowerPoint初級については、時間外での開催も可能です。

お申込み お問い合わせ先

ソリューション推進部　基盤整備課　教育研修担当
TEL (0584)47-6609　FAX (0584)47-6585　E-mail：slkensyu@gaic.or.jp

ネット＆ライン
Net&Line
2025 Spring No.188

CONTENTS

県内の名所・旧跡・風物紹介シリーズ

～悠久の歴史を感じるまち～

本巣市

樹齢1500余年、日本三大桜の一つ「淡墨桜」

樹齢1500余年の淡墨桜は日本三大桜の一つに数えられ、本巣市のシンボルとなっています。大正11年には、由緒ある桜の代表的巨樹として、国の天然記念物に指定されました。継体天皇お手植えの伝説があり、つぼみのときは薄いピンク色、満開のときは白色、散り際には淡い墨色へと変化することからその名が付いたと言われています。毎年開花時期には多くの人が訪れ、見る人の心に感動を与えています。


淡墨桜

古代と未来をつなぐまちの宝「船来山古墳群」

本巣市の中心部にある船来山には、３世紀から７世紀まで約400年以上も古墳が作り続けられた「船来山古墳群」があります。東海地方最大級の古墳群であり、平成31年に国史跡に指定されました。

毎年ゴールデンウィークの時期には、春の特別開館として赤彩古墳石室の特別公開や歴史体験教室を開催しています。是非お越しください。

【期　間】5/3～5/5　9:00～16:00
【場　所】古墳と柿の館
【問合せ】058-323-9333（月曜日休館）
【主　催】本巣市教育委員会　社会教育課


赤彩古墳の石室内部

特集

自治体DXを支えるサイバーセキュリティ対策について

総務省　サイバーセキュリティ統括官室

1　はじめに

総務省は、行政運営の改善、地方行財政、選挙、消防防災、情報通信、郵政行政など、国家の基本的仕組みに関わる諸制度、国民の経済・社会活動を支える基本的システムを所管しています。今回の特集では、総務省が情報通信、地方公共団体という重要インフラを所管する立場から行う様々なサイバーセキュリティ対策のうち、地方公共団体と密接に関わる取組として、クラウドサービスやスマートシティに関するガイドライン、及び実践的サイバー防御演習（CYDER：サイダー）を紹介します。

2　クラウドサービス利用・提供における適切な設定のためのガイドライン

クラウドサービスは、社会経済活動を支える重要なICT基盤となっており、企業や地方公共団体の多くが業務に必要なシステムをオンプレミス環境からクラウド環境へ移行しています。地方公共団体ではガバメントクラウドの導入も進められるなど、クラウドサービスの利用は今後ますます増えていくことが予想されます。

一方で、近年ではクラウドサービスのアクセス権限の設定ミス等が要因となる不正アクセスや、企業情報・個人情報の流出が頻発しています。

そこで総務省では、クラウドサービスの利用者・提供者双方が、設定ミスを防止するために行うべき具体的な対処方法を示すため、「クラウドサービス利用・提供における適切な設定のためのガイドライン」を策定しました。以下に、ガイドラインの概要について説明します。

①ガイドラインの活用

ガイドラインでは、クラウドサービスの利用者・提供者それぞれが留意すべき内容、実施すべき対策を例示しています。利用者の立場である各地方公共団体のシステム担当者においては、ガイドラインの利用者向けの記載をご覧いただき、自らがクラウドサービスを利用するにあたって適切な設定を実践する際の指針として、また、他部門がクラウドサービスを利用する場合に留意いただきたい事項を示すための指針として、ご参照・ご活用ください。

②責任分界点

クラウドサービスを利用する上でのポイントの一つとして、利用者と提供者との間の責任分界点の考え方を理解する必要があります。責任の範囲は「SaaS」「PaaS」等でも異なるため（図表１・図表２）、利用・提供するサービスごとに責任の範囲を理解しておくことが重要です。

図表1　SaaSの設定における責任分界点

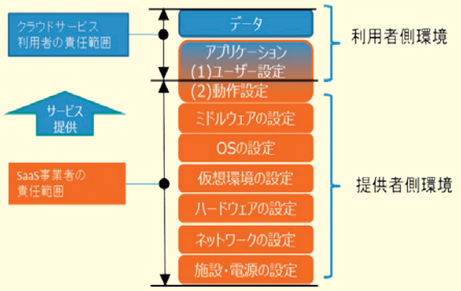

図表2　PaaSの設定における責任分界点

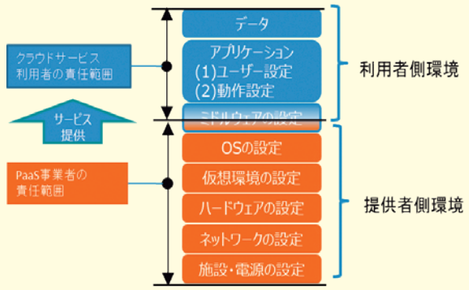

責任分界点を認識し、クラウドサービスの情報セキュリティを高めるためには、提供者と利用者が協力して、クラウドサービスに対する責任を共有することが必要とされており、この関係は「責任共有モデル」と呼ばれています。

このモデルに基づいて、提供者が適切な設定・対策を施したサービス提供や情報提供を行い、利用者がそれを受け適切な設定を実施することが求められます。

なお、責任共有モデルには様々なパターンがあることから、個々のケースに応じてご確認ください。

③設定ミスの原因・対策

クラウドサービスにおいてセキュリティインシデントが発生してしまう大きな原因として、設定ミスが挙げられます。設定ミスの要因と、その対策の関係性を図表３のとおり整理しています。設定ミスは提供者と利用者どちらにも起因する可能性があるため、それぞれが求められる取組を行う必要があります。

図表3　クラウドサービス利用側の設定ミスの要因と対策

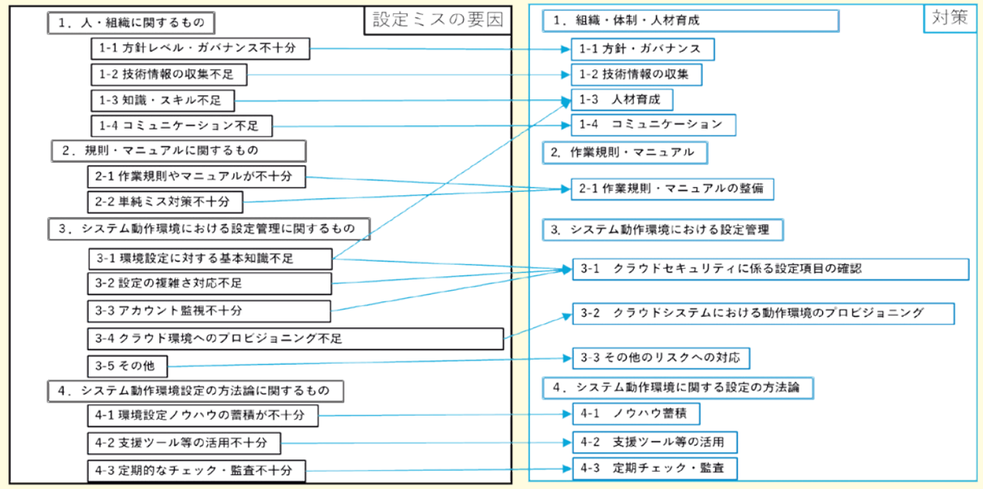

図表３の右側に記載されている各対策の詳細については、ガイドラインのⅢ章に記載されていますのでご参照ください。

なお、2024年4月に、本ガイドラインの概要を分かりやすく解説した「クラウドの設定ミス対策ガイドブック」を公表いたしました。本ガイドラインの入門編としてご活用ください。

3　スマートシティセキュリティガイドライン

ここからは、地方公共団体におけるクラウドサービス導入例として、スマートシティに関するセキュリティ対策をご紹介します。

スマートシティは、先進的技術の活用により、都市や地域の機能・サービスを効率化・高度化することで各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組であり、全国各地の地方公共団体でもその取組が推進されています。取組の中では多様なデータを取扱うため、スマートシティ事業を推進するにはセキュリティ対策の実施が不可欠です。

総務省で策定している「スマートシティセキュリティガイドライン」では、内閣府で定義されている「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」をベースに、セキュリティの観点から「ガバナンス」「サービス」「都市OS」「アセット」の4つのカテゴリに整理し、各カテゴリの分類を踏まえたセキュリティの考え方について解説しています。

ガバナンスについては、主に地方公共団体が中心となって検討・実施する必要があることから、今回は特にガバナンスについて解説いたします。

①「ガバナンス」に関するセキュリティの検討

ガバナンスは、スマートシティ全体の取組や施策の方向性の決定、取組を継続させていくためのルールや基本方針作り、組織体制の構築等、スマートシティの在り方を決定するカテゴリです。

このカテゴリではセキュリティポリシーの策定が最も重要な取組です。セキュリティポリシーが存在しない、又は内容が不十分であった場合、マルチステークホルダー間でのセキュリティ水準の不整合が生じ、インシデントが発生するおそれがあるからです。

策定したセキュリティポリシーは、推進主体以外にも、業務委託先・スマートシティ提携先等においても遵守する必要があり、また、新たにスマートシティへの接続を希望する事業者のセキュリティポリシーや対応体制とも整合を取ることが求められます。

さらに、セキュリティポリシーを策定する場合は、スマートシティの関係主体等の把握に加え、準拠すべき法令についても考慮することが求められますので、各府省や団体が発出するガイドライン等もご参照ください。セキュリティポリシー策定後は、マルチステークホルダーを具体的に特定の上で責任分界点を決定し、契約や規約に適切に反映してください。

②スマートシティのセキュリティポリシーの策定

スマートシティのセキュリティポリシーは、対策を行うための基本文書ですので、過不足なく作成し、対策漏れを防止する必要があります。また、地方公共団体が既に保有しているポリシーとの整合性も考慮する必要があります。

ガイドラインでは、セキュリティポリシーに策定する際に盛り込むべき６つの必須事項(「情報セキュリティ基本方針」の策定等)や、その策定のための３つのプロセス(「リスクアセスメントの実施」「法令・ガイドライン等との整合性の確認」「各種文書作成・各活動の記録をとり共有・管理する機能の整備」)を紹介しています。

「ガバナンス」におけるセキュリティ対策以外にも「サービス」や「都市OS」等におけるセキュリティ対策を行う必要があるため、詳細はガイドラインをご確認ください。

③データ連携時のセキュリティ

スマートシティでは、国・地方公共団体・民間など分野・組織を越えて散在するデータの連携のための基盤として、図表４のようなデータ分散方式の実装が想定されます。

そのため、データ流通・連携を行う場合には、セキュリティの観点から、都市OSの有無にかかわらず、以下の６つの事項のうち、自組織の実情に照らして必要な取組の実施を検討する必要があります。

- ✓ **データ連携元・連携先のセキュリティ体制の確認・評価**
- ✓ **データ提供事業者・サービス提供者等の認証・認可と適切なアクセス制御**
- ✓ **データの追跡可能性の確保によるデータ利用の透明性の担保**
- ✓ **データの原本性保証によるデータの信頼性の担保**
- ✓ **必要性に応じたデータの匿名化・秘匿化**
- ✓ **APIにおけるセキュリティ(機密性・完全性・可用性・真正性)の確保**

図表4　都市OSにおけるデータ流通方式ごと(蓄積型・分散型)の特徴

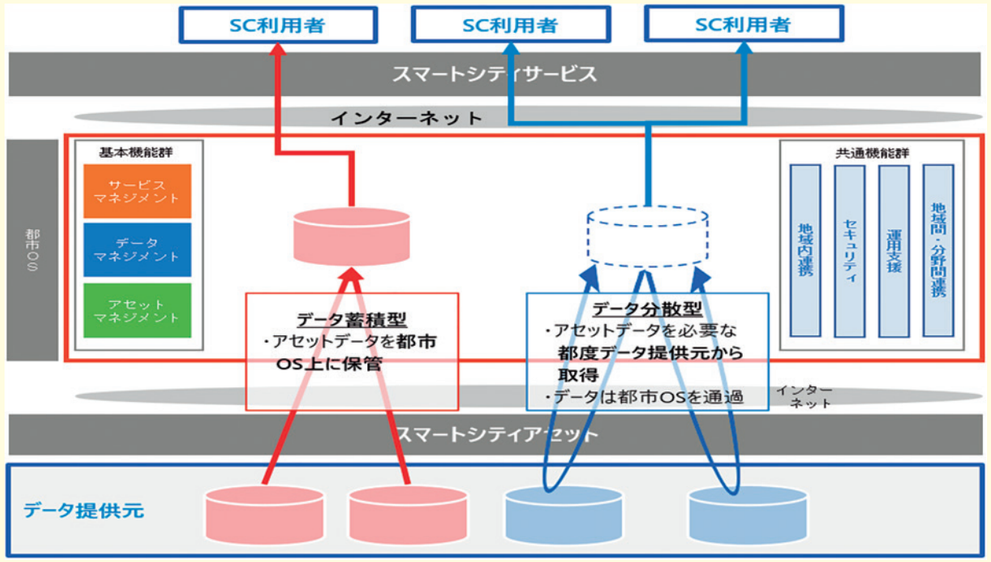

④スマートシティセキュリティ導入チェックリストの活用

スマートシティセキュリティガイドラインでは、記載している対策について、考慮漏れがないようにチェックシートをご用意しております。対策実施の際に是非ご活用ください。

４　実践的サイバー防御演習(CYDER)

総務省所管の国立研究開発法人である情報通信研究機構(NICT)のナショナルサイバートレーニングセンターでは、実践的サイバー防御演習(CYDER：サイダー)を実施しています。この演習は総務省の補助事業として、国の行政機関や地方公共団体、独立行政法人、重要インフラ事業者等を対象に、全国の会場で年間100回、受講者数3,000名規模で実施しています。

CYDERはサイバー攻撃に遭った直後の初動対応(インシデントレスポンス)にフォーカスした演習であり、受講者は1日または2日でインシデント対応について実践的に学びます。2024年度は、数時間のオンライン事前学習「プレCYDER」、初級のAコース、中級のBコース(対象組織に応じて２コースを用意)、準上級のCコースといったラインナップで演習を実施しています。(図表５)

図表5　2024年度のコース構成

コースの種類と比較

		Aコース	B-1コース	B-2コース	Cコース	プレCYDER
レベル		初級	中級	中級	準上級	ー
対象組織		全ての組織	地方公共団体	国の機関 重要インフラ事業者	全ての組織	全ての組織
開催場所		全国47都道府県	全国11地域	東京・大阪 名古屋	東京・大阪	オンライン
演習項目		事前学習 ハンズオン グループワーク	事前学習 ハンズオン グループワーク	事前学習 ハンズオン グループワーク	事前学習 ハンズオン グループワーク	ー
期間	事前学習	2～5時間程度				なし
	演　習	1日間	1日間	1日間	2日間	2～3時間程度

①CYDERのおすすめポイント

CYDERは、NICTの長年のサイバーセキュリティ研究で得られた技術的知見を活用し、サイバー攻撃に係る我が国固有の傾向等を徹底的に分析し、現実に発生したサイバー攻撃事例を再現した最新の演習シナリオにて実施しています。

また、実際のネットワーク環境や端末を再現した、リアルな演習環境で一連の流れを体験できることも大きな特長です。CYDERの演習舞台(仮想組織のネットワーク)は、対象組織別に最適化された仮想環境として構築しています。例えば、地方公共団体向けのB-1コースでは、総務省が示すモデルに沿った庁内システムを再現しており、特に地方公共団体の方にとってリアリティのある演習設計となっています。

このような本番さながらの演習環境で、実際の機器やソフトウェアを操作しながら、サイバー攻撃によるインシデントの検知から対応、報告といった一連のインシデントハンドリングを体験することができ、単なる知識の習得にとどまらず、実際のインシデント対応の場面で活用可能な経験が得られるような演習プログラムとなっております。(図表６)

図表6　CYDERで学ぶインシデント対応の一連の流れ

Flow 1 ― 検知・連絡受付

パソコンやサーバーなどの不審な動作を検知。組織内外からの通報を受け付けます。

Flow 2 ― トリアージ（優先順位付け）

セキュリティインシデントが疑われる事象に対して、情報収集やログ調査などを行い、事実関係を確認します。インシデントと判断した場合には、被害状況を把握した上で重要度によって対応に優先順位を付けていきます。

Flow 3 ― インシデントレスポンス（対応）

組織として、どのように対応すべきか、外部に協力を求める必要があるかなどを検討します。「証拠保全」「封じ込め」「根絶」「復旧措置（暫定対応）」を行います。

Flow 4 ― 報告・公表

被害の度合いや影響を及ぼしている範囲に応じて、報告・公表します。組織内部への報告に加えて、被害者、監督官庁や警察機関などの外部関係者にも併せて報告します。

Flow 5 ― 事後対応

インシデントに関わったすべての関係者が参加して「振り返り」を実施します。同様のインシデントを防ぐための今後の対応などを含め、最終報告書に取りまとめます。

さらに、CYDERでは、経験豊富な講師・チューターによる丁寧なサポートを提供しています。はじめて情報セキュリティの担当となったり、CSIRT（セキュリティインシデント対応チーム）に配属された方でも、不明な点は気軽にチューターに質問できることから、不安感なく演習に参加できると、受講した方々からも好評をいただいています。

▲チューターのサポートを受けながら
複数名のチームを組んで演習に参加します

②オンライン形式のCYDER：プレCYDER

集合演習に加えて、短時間でインシデント対応の基礎の基礎から学べるオンライン形式の「プレCYDER」を提供しています。「プレCYDER」は、10～20分程度に分けられた動画コンテンツにより構成されており、自組織の端末等からNICTの演習環境に接続することで、隙間時間でも効率的に受講することができます。

「プレCYDER」は、初めてCSIRTに配属された方などにとって、基本的な知識の習得に向けた最初の一歩としてお勧めできる演習プログラムとなっています。Aコースよりも易しい内容となっており、サイバーセキュリティに関する基礎的な知識を学べるほか、実際に起きた事例を深掘りしたケーススタディをもとに、自組織で必要な備えについても学ぶことができます。また、既にサイバーセキュリティ関係の業務について経験を積まれている方にも、基礎知識の再確認、アップデートや、各種インシデントの事例と解説に触れる機会としてご活用いただける内容です。（図表７）

図表7　2024年度プレCYDER概要及び演習イメージ

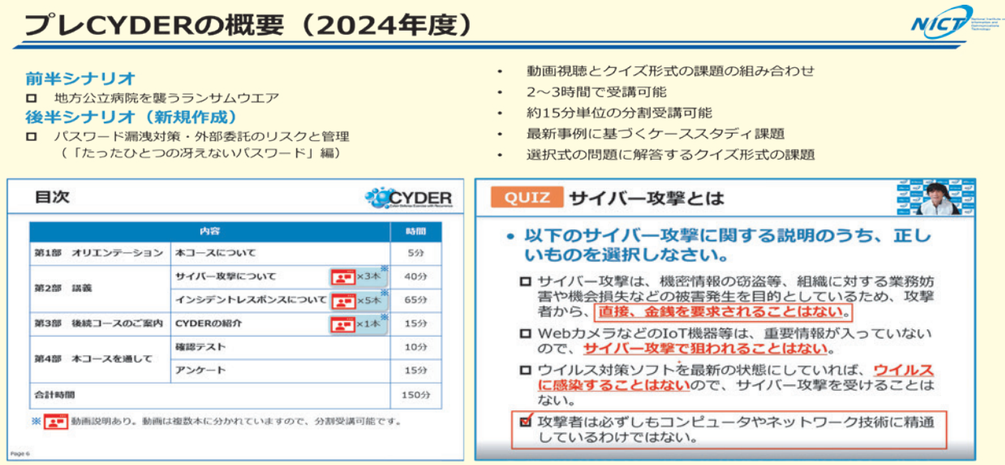

「プレCYDER」については、オンラインで時間・場所を問わず受講が可能といった利点を生かし、様々な研修と組み合わせて活用いただくことが可能です。この「プレCYDER」についても地方公共団体の皆様にぜひご活用いただきたいと考えています。

③2025年度のCYDERについて

2025年度の演習は、5月中旬以降に、NICTのCYDER Webサイト（https://CYDER.nict.go.jp）等で、ご確認できるようになる予定です。この機会にぜひ、初めての、または定期的なCYDERのご受講をお願いします。最後に、NICTの担当者より、CYDERに懸ける思いをお伝えします。

〈NICT CYDER事務局からのメッセージ〉

サイバー攻撃は様々な場所で発生しており、その脅威は常に身近に潜んでいます。攻撃手法も日々進化しており、どんなに守りを固めても、たったひとつのほころびから静かに被害は広がっていきます。普段はなかなか体験できない「サイバー攻撃を受けた時にどうしたらよいか」をCYDERで効率よく学んでいただき、「職場で一番サイバーセキュリティに理解のある人」を目指してみませんか。

岐阜県では年1回、初級者を対象としたAコースを開催しているほか、東海地方の方にご受講いただけるよう中級者向けのB-1・B-2各コースを愛知県で開催しています。知識に自信のない方も講師・チューターが細やかにサポートいたします。どんなにミスをしても問題にならない仮想環境で、ぜひたくさんの挑戦をしていただければと思います。

CYDERはインプットの場、と私たちは考えています。有益な知識を効率的に吸収していただき、それを職場へ持ち帰りご活用いただけたら、それほど嬉しいことはありません。インシデント発生時に対応ができるようになることはもちろん、組織内の情報セキュリティの改善や組織内研修の話題のひとつとしていただくなど、演習の中には必ず何かのお役に立てることが詰まっています。そして、お役立ていただくことで、サイバーセキュリティに理解のある方が以前よりも増え、職員やそのサービス対象者である住民の皆さんの安心・安全な環境がさらに整っていくと信じています。ご不明点等、お気軽に事務局までお問い合わせいただけますと幸いです。皆様のCYDERのご受講をお待ちしております！

（NICT CYDER担当 野村）

5　おわりに

ICTがますます発展し社会生活に欠かせないものとなっていく中、より安心・安全にICTの恩恵を享受するためには、サービスの提供者側だけではなく、サービスの利用者である地方公共団体側でもセキュリティを理解し、必要な対策を実施する必要があります。今回紹介した取組を皆様のセキュリティ対策にご活用いただけますと幸いです。

特集

令和7年度システム標準化移行に向けた市町村等の対応

ソリューション推進部企画開発課

1　はじめに

自治体情報システムの標準化・共通化（以下「システム標準化」という。）は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」（以下「標準化法」という。）において、標準化の対象となる事務が満たすべき基準を国が定めることとし、児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳等の20業務がその対象となっています。標準化法では、地方公共団体に対して、標準化基準に適合したシステム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務付けるとともに、国による全国的なクラウド環境の整備の状況を踏まえつつ、当該クラウド環境を活用して情報システムを利用するよう努めることとされています。

また、令和４年10月に閣議決定により定められ、令和６年12月に改定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」では、令和７年度末までに標準準拠システムへの移行を着実に推進するとされています。

総務省は、全ての地方公共団体が円滑かつ安全にシステムの標準化・共通化を進めるため「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【4.0版】（令和６年９月９日 ）」（以下「標準化手順書」という。）を公表し、標準的な作業項目やフェーズ毎に想定される主な作業手順等を掲載するなど支援を行っています。

本稿は、これらの状況を踏まえ、令和７年度におけるシステム標準化の市町村等での対応内容、スケジュール等について紹介します。

2　システム標準化の特徴

標準化手順書では、このシステム標準化の取組について、従来のシステム移行と比較して、右のとおり５つの特徴があるとされています。

市町村等でのシステム標準化の対応は、これらの特徴に留意して進める必要があります。

1. **令和７年度末を目標期限として移行する必要がある**
2. **全ての標準化対象システムが移行の対象である**
3. **システムの移行が短期間に集中して行われる**
4. **標準仕様書など国の動きと密接に関連している**
5. **標準仕様書に基づく業務フロー等の見直しが必要**

3　当センターのシステム標準化対応

当センターは、システム標準化の対応について、ASP（標準準拠システム等）、ガバメントクラウド運用管理補助者、ガバメントクラウド専用回線接続サービス及びネットワーク運用管理補助者の役割を担って「自治体クラウドトータルサービス」としてサービス提供し、令和７年度末までのシステム移行の完了を目指しています。

そして、本番移行は、令和７年９月から令和８年１月初旬までに行う計画とし、次の図表１のスケジュールで対応することを想定しています。

令和７年度に入って市町村等の業務担当者が実施しなければならない対応（図表１）の中から、㋐～㋒の作業に関して説明します。

図表1　当センターが想定するシステム標準化対応スケジュール

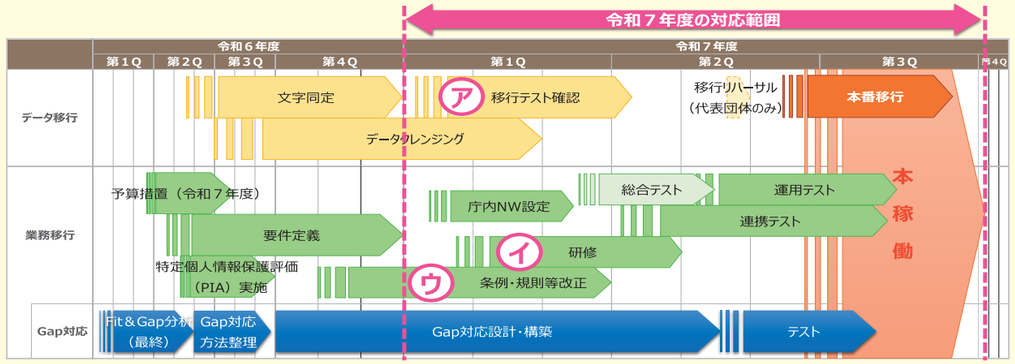

㋐　「移行テスト確認」の対応内容

当センターは、システム標準化対応におけるシステム移行を、標準化手順書に規定される「Bパターン（ベンダを切替えず標準化基準に適合するパッケージにバージョンアップするパターン）」で対応することにしていますが、ガバメントクラウドを効率的に利用するため、標準準拠システムを「モダン化」して再構築するとともに、当該システムで保有する氏名、住所等の文字をデジタル庁が規定する「行政事務標準文字」で管理します。

データ移行はセンターが実施しますが、市町村等の業務担当者において、当該業務のシステム移行に伴うデータ移行結果の確認・検証をお願いします。

データ移行に係る作業として、令和６年度から「データクレンジング」を実施してきており、不正データの確認・補正作業を実施していますが、令和７年度は、継続して「データクレンジング」を行い、その後、標準準拠システム等へのデータの移行の検証を行う「移行テスト」を実施する予定です。

この「移行テスト」では、当センターにて現行システムからデータを抽出し、標準準拠システムに適合するようデータや文字コードの変換を行い、当センターにて移行結果の検証を行いますが、各市町村等の業務担当者も移行前後の画面コピー・集計表等リスト（検証資料）を用いて、移行前後でその結果が問題ないかの比較検証を行っていただきます。

また、この比較検証は、その後に実施する「移行リハーサル（代表団体のみ）」や「本番移行」でも実施いただきます。

図表2　移行テスト確認の方法

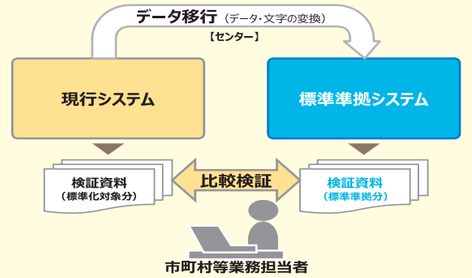

㋑　「研修」の対応内容

本番移行後の標準準拠システム等による円滑な運用開始のため、システムを利用する職員に対してシステム操作などの研修を実施します。

従来のシステム移行では、当センターの担当者が講師となって各市町村等にて研修を行いましたが、今回のシステム標準化では、全ての市町村等を短期間に集中して移行することから、研修は、当センターが提供する動画を用いて各市町村等にて実施をお願いします。

研修の進め方は図表３を御参照ください。

図表3　研修の進め方

㋒　「条例・規則等改正」の対応内容

当センターが提供する標準準拠システム等は、各業務の標準仕様書に準拠して構築しますが、各市町村等の業務担当者は、この標準仕様で規定されている運用フローや標準準拠システムの帳票様式を確認し、議会日程を勘案しながら、適宜、条例・規則等の改正を行う必要があります。

本対応を効率的に行うため、システム標準化の対象業務に係る現状の条例、規則等の規定を事前に確認しておくことが考えられます。

また、社会保障・税番号制度における番号利用法第９条第２項（独自利用事務）に規定する条例の制定や改正の要否についても留意する必要があります。

図表4　条例・規則等の改正方

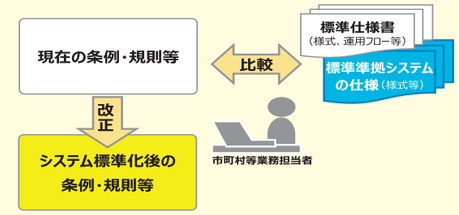

4　おわりに

当センターは、現在、ガバメントクラウド環境や標準準拠システム等の構築を行っています。また、国等が公表する説明資料や標準仕様については、センターでも確認・分析を行い、説明会や各業務の専門部会を通じて今後の対応内容の説明を実施し、市町村等におけるシステム標準化移行の対応が円滑かつ安全に実施いただけるよう引き続き支援してまいります。

報告

令和７年度事業計画の概要

令和７年度末までに対応が求められている標準準拠システムへの移行対応を最優先とし、県、市町村、民間企業等との連携による共同調査研究・共同開発、既存システムの運用管理等を行う令和７年度事業計画が定められましたので、次のとおり概要を報告します。

Ⅰ　標準準拠システムへの移行

令和７年末までのガバメントクラウド上で動作する標準準拠システムへの移行に向け、標準準拠システムの開発、ガバメントクラウド等のインフラ環境の構築、本番移行作業などを行います。

また、本番移行後は、自治体クラウドトータルサービスとして、クラウドサービス全般の運用管理、大量印刷等の受託処理サービス等を継続して提供します。

標準準拠システム移行後のサービス全体像

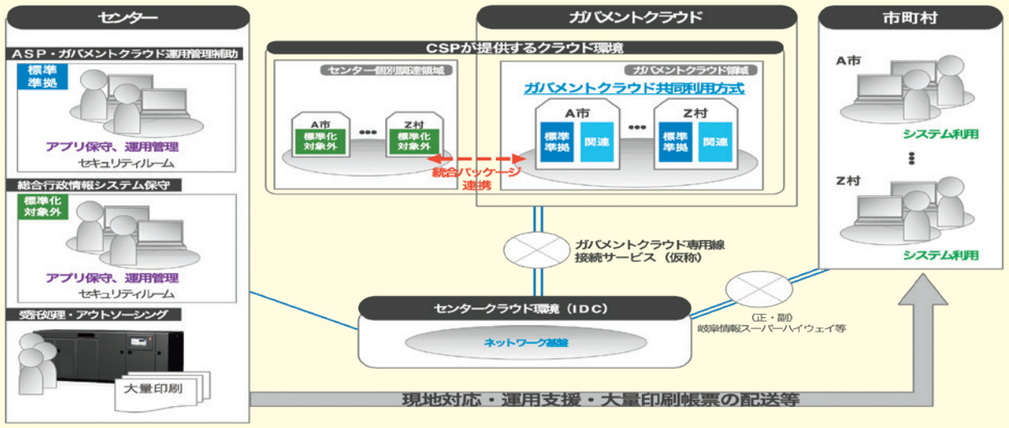

１　インフラ環境の整備

ガバメントクラウド及び標準化対象外システムが稼働するクラウド環境の構築、ネットワーク回線の整備、受託処理を行うプリント環境の整備等を行います。

２　標準準拠システムの開発

標準仕様書に基づくシステム開発に加え、標準化対象外業務のうち、総合窓口等の業務を関連システムとして位置づけ、ガバメントクラウド上で稼働するシステムとして開発・検証を行います。

また、その他の標準化対象外システムにおける連携機能等を開発・検証し、標準準拠システムへの移行に合わせて本稼働します。

３　標準準拠システムへの移行

現行システムからのデータ移行について、移行テスト、リハーサル等を実施し、本番移行に向けた手順の整備・検証を行います。

ファーストユーザとなる１団体を９月に本番移行し、移行手順等を確立した上で、残る団体の本番移行作業を11月から１月にかけて順次実施します。

システムの移行に当たっては、各団体における条例・規則の改正、業務運用の見直し等の準備作業に加え、移行時の検証作業等もあることから、各団体の協力を得ながら移行作業を進めます。

４　標準準拠システム移行後のサポート

標準準拠システム移行後は、「自治体クラウドトータルサービス」として、次の各サービスを総合的に提供します。

●ASP（Application Service Provider）

標準準拠システム等のアプリケーションの運用保守を行います。

●ガバメントクラウド等運用管理サービス

クラウド環境のバックアップ、早朝稼働確認等の運用管理を行い、システムの安定稼働を図ります。

●ガバメントクラウド専用線接続サービス

現行の自治体クラウドのネットワーク基盤を経由した接続サービスを提供します。

●ネットワーク運用管理サービス

ネットワークにおけるセンター提供範囲の稼働確認、障害対応等の運用管理を行います。

Ⅱ　令和７年度事業計画

１　共同調査研究事業

（1）地方公共団体情報システム機構（J−LIS）等との連携

標準準拠システムへの移行等の対応に向け、引き続き県、J−LIS等の関係機関との連携を図ります。

（2）市町村情報化研究会

市町村情報化研究会における市町村のデジタル化に関する協議に加え、専門部会において、標準準拠システムへの移行における各業務の対応、各種法制度改正に関する業務運用上の課題等に関する協議を行います。

（3）自治体DXに関する調査研究

自治体DXに関する国の施策動向等を調査し、県内市町村のニーズを踏まえた新たなサービスの調査研究を行います。

２　共同開発事業

（1）先進モデル事業

庁内DXに関する先進事例の調査研究、総合窓口システムの移行、コンビニ交付サービスにおける標準化対応、申請管理システムの導入等を行います。

（2）自治体DX関連サービスの企画・設計

県の「ぎふDX支援センター」に引き続き参画するなど県との連携を図りつつ、市町村ニーズを踏まえたメニュー拡充等の検討を行います。

３　情報化支援事業

（1）マーケティング

県外市町村の標準準拠システムへの移行の対応状況、市町村のDX関連ソリューション等について調査分析を行います。

（2）コンサルティング

市町村のDX全般を支援するデジタル戦略合同コンサルティングの提供、各種情報提供等による市町村の円滑な業務運用を支援します。

４　システム構築・開発事業

（1）総合行政情報システムの開発

現行システムについて、引き続き岐阜県標準システムとして法制度改正等の対応を行うとともに、水道料金検針システムのスマートデバイスへの移行について、７団体を移行します。

（2）業務システムの開発・改修

法制度改正等に伴うシステムの開発及び既存システムの改修を実施します。

〔主な法制度改正等の対応予定〕
- 子ども・子育て支援金制度の対応
- 令和7年度税制改正の対応
- 地単公費の現物給付化に伴う対応
- 令和7年度調整給付金の対応

５　システム運用管理事業

次の各サービスについて、確実な運用管理を図るなど、市町村の業務を支援します。

（1）クラウドサービス

ア フロントオフィスシステム

イ 総合行政情報システム（自治体クラウド型システム）

ウ 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）

エ 健康管理・介護保険システム

オ 標準準拠システム

（2）業務支援サービス

（3）内部管理システム

（4）アウトソーシングサービス

（5）トータルアウトソーシングサービス

６　普及広報事業

広報誌「Net&Line」の発行に加え、市町村の標準化対応を着実に進められるよう、必要な支援を行います。

７　ネットワーク構築・監理事業

庁内ネットワークの運用、機器更新等に対するサポートに加え、ガバメントクラウドへの接続に必要となる庁内ネットワーク整備等への支援を行います。

８　ITサポートサービス事業

（1）地域サポートサービス

サービスデスクの運用による確実なサポート、事務所機能を活用した調整機能等の提供に加え、市町村の業務運用上の課題等を聴取するため、総合窓口担当による定期訪問を行います。

（2）情報保全管理

次の各サービスの提供により、市町村の情報資産の安全な管理等を支援します。

ア クラウドサービス

イ ハウジングサービス

ウ バックアップサービス

エ 災害時における被災者支援システムの提供

９　教育研修事業

市町村における情報化推進を支援するため、市町村職員の情報活用能力の向上に寄与することを目的とした各種研修を開催します。

10　評価・監査事業

市町村等におけるセキュリティ対策の強化、セキュリティレベルの維持向上等に向け、情報システム監査支援及び情報セキュリティ監査支援を行います。

11　事業推進体制整備事業

標準準拠システムへの移行における体制整備、人材育成等のほか、引き続き品質管理・セキュリティ対策に取り組むなど、事業推進体制の整備を図ります。

（1）組織機能強化

（2）品質管理の強化

（3）セキュリティ対策

（4）事業継続計画の維持改善

注：この事業計画は、概要として取りまとめております。
　　当センターのホームページで御覧いただくことができます。